

提出書類チェックシート（ひとり親世帯分）

※書類を返信用封筒に入れる前に必ずご確認ください。

※この「提出書類チェックシート」は提出不要です

準備された書類の□に✓を記入して、
不足書類がないかを確認してください。

1. 必須書類

- ① 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）
※記入要領を確認の上、ご記入ください。
- ② 申請者の本人確認書類の写し（コピー）
※運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート等いずれかの写しを添付してください。
- ③ 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
※申請者本人の通帳やキャッシュカードの写しを添付してください。
- ④ 簡易な収入額の申立書（申請者本人用）および簡易な所得額の申立書（申請者本人用）
※申請者の収入額が基準額以上の場合のみ「簡易な所得額の申立書」を提出してください。

2. 児童扶養手当の受給資格について、熊本市の認定を受けていない方のうち、次の各項目に該当する方が提出する書類

児童扶養手当の受給資格について、熊本市の認定を受けていない方

- ⑤ 申請者および対象児童の戸籍謄本（発行日から1か月以内のもの）
※熊本市の認定を受けている方へは、毎年8月に現況届を郵送しています。現況届が届いていなければ、認定を受けていないことになります。
※離別日や死別日の記載がある戸籍謄本など、別途、**児童扶養手当の支給要件を確認できる書類が必要となる場合があります。**

「監護等児童」のうち、障害の状態にある方で、18歳到達後最初の3月31日を経過した20歳未満の方

- ⑥ 特別児童扶養手当証書などの障がいの状態が分かる書類
※平成17年4月2日以降に出生した児童の場合は不要です。

「監護等児童」の住所が市外の場合

- ⑦ 当該児童の住民票（世帯主氏名と児童との続柄が記載され、発行から1か月以内のもの）

「児童扶養手当の支給要件」で「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される方

- ⑧ 障害年金に係る年金証書などの障がいの状態が分かる書類

※既に児童扶養手当の受給資格について、熊本市の認定を受けている方は、上記「2」に記載している書類⑤～⑧は不要です。

※本チェックシート記載以外の書類を提出していただく場合があります。その際は、別途ご案内します。

- ・児童扶養手当が認定済の方 ⇒ 「1」と「3」または「4」の書類が必要です。
- ・児童扶養手当が未認定の方 ⇒ 「1」と「2」と「3」または「4」の書類が必要です。

※「3」と「4」のどちらの書類を提出するかは、ご自身の支給区分をご確認ください。

注意：審査結果に関わらず、提出された申請書類一式は返却できません。

【裏面もご確認ください】

3. 公的年金等を受給している支給対象者のうち、次の各項目に該当する方が提出する書類

申請者と生計を同じくする（同居している）扶養義務者（※）がいる方

- ⑨ 簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）および簡易な所得額の申立書（扶養義務者等用）
※扶養義務者とは、申請者の父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹等をいいます。
※**扶養義務者の収入額が基準額以上の場合のみ「簡易な所得額の申立書」を提出してください。**

申請者と扶養義務者のうち、給与収入がある方

- ⑩ 課税証明書などの収入額が分かる書類
※前々年（令和3年1月～令和3年12月）の年間収入が対象となります。
※令和4年度（令和3年1月～12月の収入で計算）住民税が熊本市で課税されている場合は不要です。

申請者と扶養義務者のうち、事業収入や不動産収入がある方

- ⑪ 帳簿や確定申告書の写しなどの収入額が分かる書類
※前々年（令和3年1月～令和3年12月）の年間収入が対象となります。

申請者と扶養義務者のうち、公的年金収入がある方

- ⑫ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類
※前々年（令和3年1月～令和3年12月）の年間収入が対象となります。

「監護等児童」の住所が市外の場合

- ⑬ 当該児童の住民票（世帯主氏名と児童との続柄が記載され、発行から1か月以内のもの）

4. 家計が急変した支給対象者のうち、次の各項目に該当する方が提出する書類

申請者と生計を同じくする（同居している）扶養義務者（※）がいる方

- ⑭ 簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）および簡易な所得見込額の申立書（扶養義務者等用）
※扶養義務者とは、申請者の父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹等をいいます。
※**扶養義務者の収入額が基準額以上の場合のみ「簡易な所得額の申立書」を提出してください。**

該当する収入の種類によって提出する書類が異なりますので、ご注意ください。

申請者と扶養義務者のうち、給与収入がある方

- ⑮ 選択月の給与明細書などの収入額が分かる書類

申請者と扶養義務者のうち、事業収入や不動産収入がある方

- ⑯ 帳簿などの選択月の収入額が分かる書類

申請者と扶養義務者のうち、公的年金収入がある方

- ⑰ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類
※令和5年1月以降の任意の1か月の収入等で判定しますが、**可能な限り直近の月を選んでください。**
※令和5年1月以降の任意の1か月とは、**児童扶養手当の受給資格者となった後の1か月**となります。
※申請者本人と扶養義務者等の**任意の1か月は、同じ月**にしてください。

「監護等児童」の住所が市外の場合

- ⑱ 当該児童の住民票（世帯主氏名と児童との続柄が記載され、発行から1か月以内のもの）